

仕様書

1 業務名

札幌芸術の森多言語サイン製作等業務

2 目的

委託者が指定する既設の案内サイン（以下「サイン」という。）を多言語で表示し、外国人観光客の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 多言語化対象サインの一覧、設置場所及び既設サインの写真

別紙1、別紙2及び別紙3のとおり（32か所）

4 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）

5 業務内容

下記に定めるとおり、札幌芸術の森において、サインの製作等を行う。

(1) 方向指示看板

ア 別紙1の1-1～1-5の既設サインを見本とし、厚さ3mm以上のアルミ複合板に、多言語化したデザインをインクジェット出力加工された耐侯年数5年以上（屋外用）のシートに貼り付けたものを、前後両面に0.8mm以上のミラーマット両面テープで貼り付けること。

イ 看板本体と複合板の貼付け部分側面にはコーキング処理を施すこと。

ウ 看板の前面以外の天板、側面部分はフッ素系塗料でローラー塗装を行うこと。

エ 1-13ロッジ入口の既設サインについては損傷が激しいことから、既設サインを見本とし、表示面を多言語化したサインを新規で製作すること。なお、製作に際しては、寸法、接合方法及び素材等を示した製作図を作成し、担当課に提出すること。

(2) パンフレットタワー

ア 別紙1の2-1、2-2の補修欄と別紙5を参考にし、補修すること。

イ 全体をフッ素系塗料でローラー塗装を行うこと。

ウ 既設サインの切り文字シート等は剥離し、多言語化した文字を耐侯年数5年以上（屋外用）のカッティングシートで製作し貼り付けること。

(3) 美術館ポスターボード

ア 既設サインの切り文字シートを剥離し、全体をフッ素系塗料でローラー塗装を行うこと。

イ 方向指示などは多言語化した文字を耐候年数5年以上（屋外用）のカッティングシートで製作し貼り付けること。

ウ 別紙1の3-2クラフト工房側は、向かって右側面のビス目隠しが外れているため、接着剤等で修理すること。

(4) ステンレス表札

ア 既存シート文字を剥離及び研磨しヘアライン仕上げを行い、多言語化した文字を耐候年数5年以上（屋外用）のカッティングシートで製作し貼り付けること。

イ 別紙1の4-1木工房、4-3陶工房、4-4工芸館、4-7アートホールについてはコンクリート製の基礎（H200mm×W600mm×D600以上）を製作し、ステンレス表札のスタンド部分を加工し、オールアンカー及びケミカルアンカー等を使用し固定したうえで、オールアンカーのナット部分が隠れるまで掘削し設置すること。設置場所に関しては契約後に打合せを行い確定するものとする。

(5) 駐車場案内看板、施設方向丸太掲示板、有島武郎旧邸サイン

駐車場案内看板、施設方向丸太掲示板及び有島武郎旧邸サインは、厚さ3mm以上のアルミ複合板に、多言語化したデザインをインクジェット出力加工された耐候年数5年以上（屋外用）のシートに貼り付けたものと面板交換すること。

(6) 共通事項

ア 別紙4の表示面のイメージを基本としてレイアウトを行うが、表示内容や塗装色等の詳細は、契約後に打合せを行い確定するものとする。必要に応じて、ケレン、パテ処理、さび止め処理を行うこと。

イ 表示面に掲載する施設名及び施設名の外国語表記（英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字））は委託者より提供する。

ウ 表示面に掲載する文字サイズ、フォントは既設サインの文字サイズを基本とするが、表示面の見やすさに配慮して文字の配置やレイアウトを行うこと。

6 校正

3回（うち色校正1回）行うこととするが、状況に応じて校正回数を増やす。

7 成果物等について

本事業で作成した表示面のデザインのデータについて、編集可能なPDF及びAdobe Illustratorのai形式で納品すること。なお、ファイルのバージョンについては、別途委託者と協議すること。

8 事業報告

業務完了後速やかに、完了届を提出するとともに、以下について納品すること。

(1) 業務施工前後の写真撮影を行い、業務完了後、写真付きの作業報告書を成果品として、2部提出すること。なお、状況写真は、サインの板面の掲載内容が確認可能

な近接写真及びサインの全体外観が把握できる写真を撮影すること。

(2) 各サインの写真データは、DVD-ROMに保存して納品すること。

9 その他

(1) 成果物に係る著作権・使用権は札幌市に帰属するものとする。

(2) 本業務を実施する際には、事前に工程等について担当課及び施設運営者と十分打ち合わせを行い、承認を得たうえで、施設業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。

(3) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を明確に表示・区画した上、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において対応すること。

(4) 業務履行にあたり、サイン周辺に養生を行い、塗装片やシート剥離片などが現場に残らないようにすること。また、作業によって本体及び周辺に破損、変質などを生じさせた場合は速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において原状回復すること。

(5) 作業により発生する廃棄物は、受託者が引き取り、適切に処理すること。

(6) 業務の履行にあたっては、関係法令及び本市環境マネジメントシステム等を遵守し、適正かつ円滑に業務を実施すること。

(7) サインの表示面については、本市の定める「広報に関する色ガイドライン」に基づいて作成すること。

(8) その他、業務を行う上で発生した本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、別途協議するものとする。